

議案第84号

つくば市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成24年12月5日

つくば市長 市原 健一

つくば市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

つくば市証人等に対する実費弁償に関する条例（平成7年つくば市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第100条第1項」を「第100条第1項後段」に、「第109条第6項（第109条の2第5項及び第110条第5項）」を「同法第115条の2第2項（同法第109条第5項）」に、「第199条第8項」を「同法第199条第8項」に、「第251条の2第9項」を「同法第251条の2第9項」に、「第109条第5項（第109条の2第5項及び第110条第5項）」を「同法第115条の2第1項（同法第109条第5項）」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。

つくば市証人等に対する実費弁償に関する条例（平成7年つくば市条例第4号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(証人等の範囲)</p> <p>第2条 前条に規定する証人等とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 地方自治法第74条の3第3項及び第100条第1項後段の規定により出頭した選挙人その他の関係人、<u>同法第115条の2第2項（同法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人、同法第199条第8項の規定により出頭した関係人、同法第251条の2第9項の規定により出頭した当事者及び関係人並びに同法第115条の2第1項（同法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(証人等の範囲)</p> <p>第2条 前条に規定する証人等とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 地方自治法第74条の3第3項及び第100条第1項<u> </u>の規定により出頭した選挙人その他の関係人、<u>第109条第6項（第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人、第199条第8項 </u>の規定により出頭した関係人、<u>第251条の2第9項 </u>の規定により出頭した当事者及び関係人並びに<u>第109条第5項（第109条の2第5項及び第110条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p>